

厚生労働省より

新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が難しい方へ 労働保険料等の納付猶予の特例について

◇猶予(特例)の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業者の方にとっては、申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予することができます。

この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

◇猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象になります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業に係る収入が前年同期と比べて概ね20%以上減少していること
- ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること
- ③ 申請書が提出されていること

浅口商工会より

労働保険事務組合浅口商工会へ委託の事業所の皆様については、納付猶予のご希望があれば、浅口商工会で取りまとめのうえ、岡山労働局へ提出させていただきます。なお、提出後、労働局で審査を行った結果、不許可となる場合がございますのでご注意ください。

【提出書類】

- ① 労働保険料等納付の猶予申請書
※ 商工会窓口またはHPより入手いただけます。
- ② 本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿
- ③ 手元資金のわかる現金出納帳や預金通帳等

【申請期限】

令和2年6月24日(水)※ただし、この日にちを過ぎても申請は可能です。

お問い合わせ先 労働保険事務組合浅口商工会 TEL 0865-44-3211